

議案第 14 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例  
杉並区立自転車駐車場条例（平成 5 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように  
改正する。

別表第 1 に次のように加える。

杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場	杉並区阿佐谷南三丁目 2 番 3 2 号
-------------------	----------------------

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区立自転車駐車場条例別表第 1 に規定する杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場の定期使用の承認、使用料の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(提案理由)

自転車駐車場 1 箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

案内図

杉並区立南阿佐ヶ谷第三自転車駐車場

